

平成26年1月

お客さま各位

かながわ信用金庫

平成25年4月1日以降にATMまたはインターネットバンキングで
定期預金を作成される場合について

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年4月1日からの本人確認における法律の改正により、預金契約や大口の現金取引等の際にご本人の確認を行うことやお取引の目的等を確認することが金融機関に義務付けられることになりました。

それに伴い、4月1日以降にATMまたはインターネットバンキングで定期預金を作成する際にも以下の制限が設けられましたので、ご連絡いたします。

敬 具

記

1. 内容

お持ちの通帳にATMまたはインターネットバンキングで定期預金をお作りになる場合、平成25年4月1日以降、店頭での「ご本人確認やお取引の目的等」に関するお手続きがお済みでない場合、お取引（ご新規作成）が出来なくなります。

定預預金をお作りになる際にご本人の確認やお取引の目的等を確認することが金融機関に義務付けられるためです。

2. 対応

誠に申し訳ありませんが、運転免許証等のお客さまがご本人であることを確認できる書類を店頭にお持ちください。その際にお取引の目的や職業等をお聞きすることがありますことをご了承ください。

ご本人確認をさせていただいた後は、ATMまたはインターネットバンキングで定期預金をお作りいただくことが可能になります。

なお、平成25年4月1日以降、窓口にて上記の手続きを行って定期預金をお作りいただいた後は、従来通りATMまたはインターネットバンキングにて定期預金をお作りいただけます。

ご不便をおかけいたしますが、法律の改正のため、何卒ご理解を賜りご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口までお問い合わせ願います。

以 上